

令和7年度 第3回名古屋市日中サービス支援型グループホーム運営評価会議  
評価結果（令和7年10月17日開催）

（事前評価）

法人名称	ICC・I株式会社
事業所名称	みるふいーゆ星ヶ丘
事業所所在地	名古屋市名東区名東本町 82 番地
評価結果	<p>下記の内容に留意し、適切な事業運営を実施されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者基幹相談支援センターを始め専門機関との関係を構築し、交流を図る中で障害特性の正しい理解の促進を図るとともに、障害特性に配慮した支援及び重度障害者の自立的な地域生活に向けた支援を行うことができるようにした上で利用者の受入を行うこと。</li><li>・ 日中サービス支援型グループホームに求められる地域生活支援の中核的な役割について十分に検討し、必要な取組みを行うこと。</li><li>・ 看護師など有資格者を配置する際はその専門性を活かした業務内容を検討すること。</li><li>・ 法人本部の組織運営管理と現場事業管理の構造が理解しづらい。事業を拡大する中で、現場で働くグループホーム職員と、法人本部職員との間の意思疎通が十分図られるか危惧される。</li></ul> <p>法人本部の職員が現場で起きていることをよく把握し、グループホーム職員は法人本部の理念や運営方針を理解できるよう、組織運営と現場管理を一体的に行うよう努めること。</p> <p>あわせて、法人本部が現場で起こる事象に対して責任ある対応ができるよう体制を構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所所在区の社会資源をはじめ、地域のニーズを把握しているとは言い難く、まずは地域ニーズを知る必要がある。グループホームの役割は、重度の方を受け入れる他、緊急時の受入対応や一人暮らしに向けての体験の機会の提供等、求められる役割は多い。特に日中サービス支援型グループホームは、高齢、重度の障害者の方を対象としていくため、より専門性が求められる。区自立支援協議会へ参加や区障害者基幹相談支援センターとも連携し地域のニーズを事業開始前から把握した上で事業運営を開始すること。</li></ul>

- ・日中サービス支援型グループホームにおける利用者の日中の生活について、どのようなプログラムを設定し、どう運営するのか事業所としての理解が不十分であることが見受けられるため、他のホームの取組状況等も見学するなど、事業所としての指針を持つこと。
- ・日中支援と余暇支援の違いを理解したうえで、利用者の課題、特性、ニーズに応じ、様々なサービスが提供できるよう日中支援のプログラムを作成すること。
- ・組織運営管理と現場事業管理についてマネジメントが混在しているため、適正な事業運営をするためにマネジメント業務を明確にし、人材を分散するようにすること。
- ・日中サービス支援型グループホームにおける利用者の日中の生活について、どのようなプログラムを設定し、どう運営するのか事業所としての理解が不十分であることが見受けられるため、他のホームの取組状況等も見学するなど、事業所としての指針を持つこと。
- ・現状、高齢者のケアの経験を有する職員も配属予定であるため、障害者の特性を理解した支援を展開できるよう、障害者支援の経験のある職員の確保や障害者支援に関する研修の活用など質の向上を図る努力をしていただきたい。
- ・サービス管理責任者以外の職員にも入居者の障害特性を理解するための研修を実施し、現場で必要な支援力を身につけ、実施する力を引き続き養っていただきたい。
- ・障害者の特性を理解した支援を展開できるよう、障害者支援の経験のある職員の確保や障害者支援に関する研修の活用など質の向上を図るよう努めること。
- ・開設に当たっては、民生委員のみならず自治会長始め地域住民に対して事前説明を行い、理解を図ること。
- ・地域交流を進めることの意味を正しく理解した上で地域交流スペースを積極的に活用するとともに、日中支援プログラムや地域との交流など法人内の他事業所の取組みを共有して取り入れられる取組みを検討し、実施すること。
- ・事業所所在区の障害者基幹相談支援センターや保健センター、区社会福祉協議会など、地域の他の障害福祉関係者と連携し、自らのホームの活動について理解を促し、地域課題の解決に向けた取組みを進めること。
- ・地域との連携について苦慮される場面があれば、区自立支援連絡協議会や区社会福祉協議会を始めとした関係機関との協議等を通じて、具体的な取組みの検討を進められたい。
- ・グループとして統一性のある支援に努めること。現場レベルでの支援の共有化をはかり、互いに質の向上化を図れるよう事業運営に努めること。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問看護や訪問診療の利用に当たっては、内容や回数等について利用者や家族に同意を得て利用すること。また、地域の医療機関との連携を進めること。</li><li>・利用者一人一人が落ち着いて生活を送ることができるよう障害特性に配慮した空間（部屋割りなど）とすること。</li><li>・苦情窓口を複数設け、利用者や家族からの苦情申し立てがしやすい環境づくりに心掛けること。また、利用者による苦情等の声から質の高いサービスを提供することができるよう現実的な対応システムを構築すること。</li><li>・法人単位で実施された虐待防止委員会における内容が事業所単位で共有できる体制を整えるとともに、その内容が個々の職員に共有される体制を構築すること。</li></ul>
--	---